

論壇

改革消費税法

はじめに

平成24年8月10日に成立した改革消費税法により、消費税及び地方消費税の税率は、次のように二段構成

Table with 4 columns: Tax Category, ~平成26年3月31日(改正前), 平成26年4月1日~平成27年9月30日, 平成27年10月1日~

結果、課税仕入れ等の税額の計算は、税率の引き上げに伴い下記算式の(A)の分数式が「4/105→6.3/108→7.8/110」と変化することになる。

課税仕入れに係る支払対価の額 × (A) = 課税仕入れ等の税額

税率の引き上げに伴い、工事の請負やリース契約などについては平成9年の税率引き上げ時と同じように経過措置が設けられてい

請負工事の経過措置

工事の請負については、その契約の締結から完成引

渡しまで長期間を要するが通例であり、契約の時期に

る。本稿では、これらの経過措置のうち、工事の請負について、改正法附則の内容を確認する。

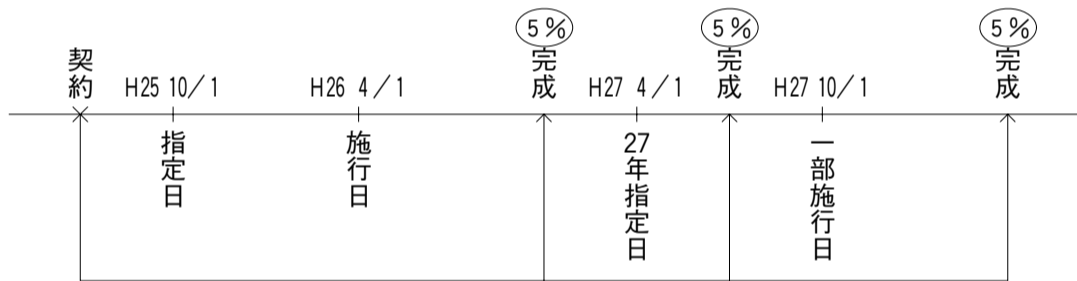
よって新税率での契約ができないケースも多分に想定される。

この経過措置は、発注者との契約についてだけ適用されるのではなく、建築業者とその下請業者との請負契約についても当然に適用されるものである。

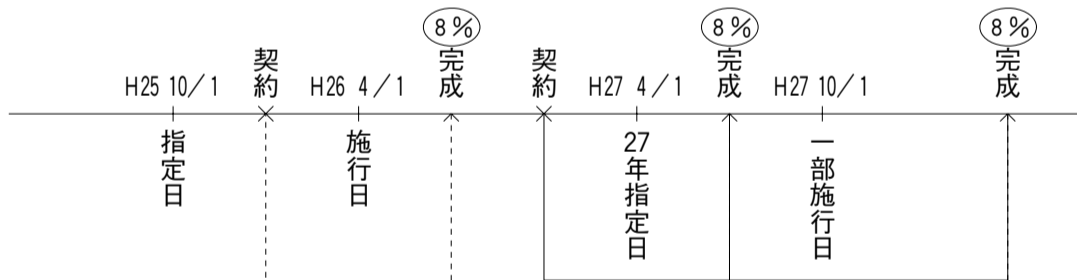
Table with 3 columns: 税率, (27年) 指定日, (一部) 施行日

【図表】請負契約日と適用税率の関係

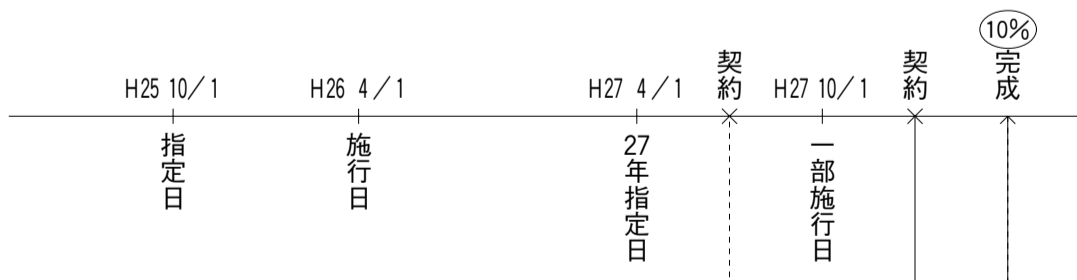
(1) 5%課税される請負工事



(2) 8%課税される請負工事



(3) 10%課税される請負工事



この経過措置は、発注者との契約についてだけ適用されるのではなく、建築業者とその下請業者との請負契約についても当然に適用されるものである。

指定日以後にこの建築業者と下請業者との間で請負契約を締結したような場合には、建築業者の売上上げは旧税率で、外注費は新税率で課税されることになる。

経過措置の適用関係に影響しないということである。つまり、経過措置の適用が

おわりに

改革消費税法の実施に伴い、建設業界は契約時期に応じて適用税率ごとに物件を管理することが重要とな



熊王征秀 【武蔵野】

ない取引について旧税率で請負金額(外注費)を定めた場合には、外注費を支払う元請業者は、新税率により課税仕入れ等の税額を計算することができることになる。

平成9年当時の改正法施行令や通達では、ソフトウェアの開発などに関する請負契約も経過措置の対象に含めることとされていた。また、建物の譲渡契約についても、特別注文を付すことにより、経過措置の対象とするなどの弾力的な取扱いが設けられていた。